

厚生課・理工学部学生生活課からのお知らせ

厚生課 TEL042-674-3461 理工学部学生生活課 TEL03-3817-1717

1 学生アパート等の紹介窓口について

- 〔多摩キャンパス〕 中央大学生生活協同組合 住まいの斡旋係(Tel 042-674-3051)
〔後楽園キャンパス〕 中央大学生生活協同組合 理工店住まいの紹介係(Tel 03-3814-5928)

2 奨学金を希望する学部新入生へ

日本学生支援機構奨学金、中央大学貸与奨学金および出願登録が必要な民間団体等奨学金の出願登録をした新入生は、出願確認日に手続きが必要です。本学における奨学金についての案内冊子「奨学金一案内と手続」にて詳細を確認し、各自、指定日に、手続きをとってください。

3 日本学生支援機構(旧：日本育英会)第一種・第二種奨学生 予約採用候補者の方へ(学部新入生のみ)

高等学校在学時に、平成20年度日本学生支援機構第一種・第二種奨学生採用候補者として決定している新入生は、学生証を携帯のうえ次のとおり書類を提出してください。

- 提出書類 「採用候補者決定通知」
提出期限 4月9日(水)まで
提出窓口 厚生課・理工学部学生生活課

4 在学中(在籍中)の奨学金返還猶予の手続きについて

〔(前)日本学生支援機構(旧：日本育英会)奨学生〕

- 対象者 以前日本学生支援機構(旧：日本育英会)奨学生であった学部生・大学院生で
(1)高校、大学、大学院を卒業・修了または退学後本学に入学した者
(2)標準修業年限を超えて本学に在学する者
提出書類 日本学生支援機構(旧：日本育英会)「返還のてびき」巻末綴込の「在学届」
提出期限 4月9日(水)まで
提出窓口 厚生課・理工学部学生生活課

〔(前)中央大学貸与奨学生〕

- 対象者 以前中央大学貸与奨学生であり、2008年度本学大学院に入学した大学院生
提出書類 「在学届」(サーモン色用紙)、学生証のコピー貼付
「在学届」は入学手続書類(大学院事務室・理工学部事務室より発送)に同封してあります。万一手元にない場合は、下記提出窓口にて配布します。
提出期限 4月9日(水)まで
提出窓口 厚生課・理工学部学生生活課

*返還猶予を希望しない場合は、提出期限までにその旨を提出窓口まで連絡ください。

学生教育研究災害傷害保険のご案内

本学では、教育研究活動中の不慮の災害事故補償及び通学中と学校施設等相互間の移動中の事故補償のために、学部・学部に在籍する全学生を対象として「学生教育研究災害傷害保険」（通学中等傷害危険担保特約含む）に一括して加入しています。該当すると思われる方は、次のページに記す学内担当窓口に関係書類を請求し、必要な申請手続きを行ってください。

【保険金が支払われる場合】

本学の教育研究活動中、急激かつ偶然な外来の事故により、身体に傷害を被った時及び通学中と学校施設等相互間の移動中に発生した身体の傷害事故に対し、保険金が支払われます。

「教育研究活動中」とは

〈正課中〉

講義、実験・実習、演習または実技による授業（以下、総称して「授業」といいます）を受けている間をいい、次にあげる間を含みます。

◎指導教員の指示にもとづき、卒業論文研究または学位論文研究に従事している間。ただし、もっぱら被保険者の私生活にかかる場所において、これらに従事している間を除きます。

◎指導教員の指示にもとづき、授業の準備もしくは後始末を行っている間。または、授業を行う場所、大学の図書館、資料室もしくは語学学習施設において研究活動を行っている間。

〈学校行事に参加している間〉

大学の主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など教育活動の一環としての各種学校行事に参加している間。

〈上記以外で学校施設内にいる間〉

大学が教育活動のために所有、使用または管理している学校施設内にいる間。ただし寄宿舍にいる間、大学が禁じた時間もしくは場所にいる間、または大学が禁じた行為を行っている間を除きます。

〈学校施設外で大学に届け出た課外活動を行っている間〉

大学の規則に則った所定の手続により、大学の認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動または体育活動を行っている間。ただし、大学が禁じた時間もしくは場所にいる間、または大学が禁じた行為を行っている間を除きます。

「通学中・学校施設等相互間の移動中」とは

〈通学中〉

学校の授業等、学校行事または課外活動への参加の目的をもって、合理的な経路および方法により、住居と学校施設等との間を往復する間。

〈学校施設等相互間の移動中〉

学校の授業等、学校行事または課外活動への参加の目的をもって、合理的な経路および方法により、学校が教育研究のために所有、使用または管理している施設の他、授業等、学校行事または課外活動の行われる場所の相互間を移動している間。

◎「学校の授業等」とは、講義、実験・実習、演習または実技による授業のことで、指導教員の指示に基づき行う卒業論文研究、授業の準備、後始末などを含みます。

◎「学校行事」とは、学校の主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など教育活動の一環としての各種学校行事をいいます。

【保険金が支払われない場合】

故意、闘争行為、犯罪行為、疾病、地震、噴火、津波、戦争、暴動、放射線・放射能による傷害、無資格運転・飲酒運転、施設外の課外活動で危険なスポーツを行っている間など。

なお、飲酒による急性アルコール中毒症など急激・偶然・外来の条件を充足しない事故も対象になりません。

【保険金の種類と金額】

担保範囲	死亡保険金	後遺障害保険金	医療保険金	入院加算金
正課中、学校行事中	1,200万円	54万円～ 1,800万円	治療日数 4日以上が対象 6千円～30万円	1日につき4,000円
上記以外で学校施設内 にいる間	600万円	27万円 ～900万円	治療日数 14日以上が対象 3万円～30万円	1日につき4,000円
学校施設外で大学に 届出た課外活動中	600万円	27万円 ～900万円	治療日数 14日以上が対象 3万円～30万円	1日につき4,000円
通学中、学校施設等 相互間の移動中	600万円	27万円 ～900万円	治療日数 7日以上が対象 1.5万円～30万円	1日につき4,000円

【保険金請求書類取扱窓口】

	区 分	担 当 窓 口
正課中	授業中	所属する学部の学部事務室
	その他の正課中	
学校行事中	入学式・卒業式・オリエンテーション等	学生課・理工学部学生生活課
	白門祭(大学祭)・学生部セミナー等	
課外活動中	学友会所属部会	学友会事務室
	上記以外の部会・サークル	学生課・理工学部学生生活課
休憩中	その他	学部事務室・学生課・理工学部学生生活課
通学中	通学中・学校施設等相互間の移動中	所属する学部の学部事務室

【保険事故が発生したときは】

事故の日時、場所、状況、傷害の程度を遅滞なく所定の事故通知ハガキ（上記担当窓口にあります）を下記の事故報告先に郵送してください。

- 事故の日から30日以内に通知のない場合には、保険金が支払われないことがあります。

【保険金の請求】

被保険者、または代理人（被保険者が未成年の時は原則として親権者）は、所定の保険金請求書を下記の保険金請求先に提出してください。

- 事故証明書や医師の診断書、また死亡診断書、戸籍謄本などが必要になる場合があります。詳細は、下記に問い合わせてください。

【事故報告・保険金請求先】

〒100-8050 東京都千代田区丸の内1-2-1 東京海上日動ビル新館7F
 東京海上日動火災保険(株)
 本店損害サービス部 火災新種損害サービス第3課
 フリーダイヤル 0120-868-066
 ☎03-5223-3257 FAX 03-3285-0105

※この学生教育研究災害傷害保険の他に、エクステンションセンター事業課で取り扱っているものや、生協で取り扱っている「キャンパス共済」もあります。